

尾張旭市選挙管理委員会（令和5年第3回）会議録

- 1 開催日時
令和5年1月18日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭
- 4 欠席委員
加藤隆広
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本日は、加藤委員から欠席届が提出されておりますが、地方自治法第189条第1項の規定により3名以上の委員の出席で委員会は開催できますので、本委員会は有効に成立しております。</p> <p>本日の議案は、愛知県知事選挙の選挙時登録に関する2議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p>

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。 第6号議案「選挙人名簿の登録について」、第7号議案「選 挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括 して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第6号議案、第7号議案につきましては、それぞれ関連がご ざいますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第6号議案「選挙人名簿の登録について」でござ います。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿 の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録 は、令和5年1月18日を登録基準日及び登録日としまして、 令和5年1月7日の選挙時登録以降の該当者について行うも のでございます。ただし、年齢要件に関する基準日は令和5年 2月5日となっております。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1 項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する 年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件とし て、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住</p>

	<p>民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>よって、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成17年1月17日から平成17年2月6日までの出生者、住所要件が、令和4年10月8日から令和4年10月18日までの転入者ということになります。</p> <p>次に第7号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和5年1月7日の選挙時登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和5年1月7日から令和5年1月17日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和4年9月7日から令和4年9月17日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第6号議案及び第7号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第6号議案及び第7号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第6号議案及び第7号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第6号議案及び第7号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ ことで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○ 次回以降の日程確認
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。